

事 務 連 絡

平成19年12月19日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）

（VOL.2）の送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各都道府県よりご照会を頂いた件について、前回のQ&Aに引き続きまして、「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）」を取りまとめましたので、適切に取り扱われるようお願いいたします。

つきましては、貴管内市（区）町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉サービス係 山田・田中

TEL：03-3595-2528

（内線：3091・3036）

FAX：03-3591-8914

問11～12→相談支援係（内線：3149）

問13～17→就労支援係（内線：3045）

問18～20→訪問サービス係（内線：3038）

問21 →地域移行支援係（内線：3044）

障害福祉サービス  
に係る Q & A

(指定基準・報酬関係)

(VOL. 2)

問1 職員配置における、職員の兼務の取扱いはどのような形態があるのか。

(答)

1. 職員の兼務の形態は、大きく分けると、

- ① 「午前中に生活介護の職員、午後は自立訓練の職員」のように、時間を分けて複数の事業所に勤務する形態  
→ それぞれの職種について、それぞれ勤務した時間分を常勤換算に算入。
- ② 形式上は一の職種の常勤専従として働いているが、実際はその間の空き時間等を使って、他の職種の手伝いをする形態  
→ サービス管理責任者(1人目)などの場合がこれに当たるが、この場合、手伝った職種の常勤換算に、当該職員を算入することはできない。
- ③ 複数の職種を同時並行的に行い、働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる形態  
→ この形態は、管理者とその他の業務を兼務する場合に用いる。

の3つとなる。

2. 上記1の①については、障害福祉サービス等の基準が常勤換算方法を取り入れているため、当然、可能な取扱いである。また、②については、指定基準上、専従規定のただし書きとして「ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。」という記述があるため、これが根拠となり、可能な取扱いとなる。

ことを目的として…」と定めているが、この「支援」の中には、知的障害者授産施設や身体障害者授産施設において行われている支援も含まれていることから、改めて定款等を変更する必要はない。

問18 支援費制度においては、例えば居宅介護計画において1時間と計画されている場合は、「30分以上1時間未満」の報酬単価を算定していたが、障害者自立支援法においても同様に取り扱ってよいか。

(答)

1. 貴見のとおり。

問19 行動援護の報酬算定は1日1回とされているが、複数回に分かれてサービス提供される場合はどのように算定されるのか。

(答)

1. 原則として、複数回に分かれてサービス提供されても、1回のみしか報酬を算定できない。

2. ただし、行動援護計画において、やむを得ない事情により複数回に分けてサービスを提供しなければならない場合は、通算し算定して差し支えない。

問20 通院等の介助を行う場合において、居宅介護計画上、病院内でヘルパーの支援を要しない時間が2時間以上となる場合、通院介助を2回分として算定してよいか。

(答)

1. 貴見のとおり。
2. また、居宅介護計画上では、病院内のヘルパーの支援を要しない時間が2時間未満であったが、病院が混雑していたなど、やむを得ない事情により2時間以上となる見込みとなった場合には、居宅介護計画を変更し、通院介助を2回分として算定して差し支えない。

問21 自立訓練（生活訓練）事業所において、自立訓練（生活訓練）の一環として行われた活動によって、結果として剰余金が発生した場合、当該利用者に対し分配することは可能か。

(答)

1. 自立訓練（生活訓練）は、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うこととしているところ。
2. 自立訓練（生活訓練）の一環として行われた活動において、結果として剰余金が発生した場合、当該利用者に対し分配することも可能である。